

相模原市の高度処理型浄化槽整備

きれいな水を未来へ残そう



みんなで
湖をきれいにしよう



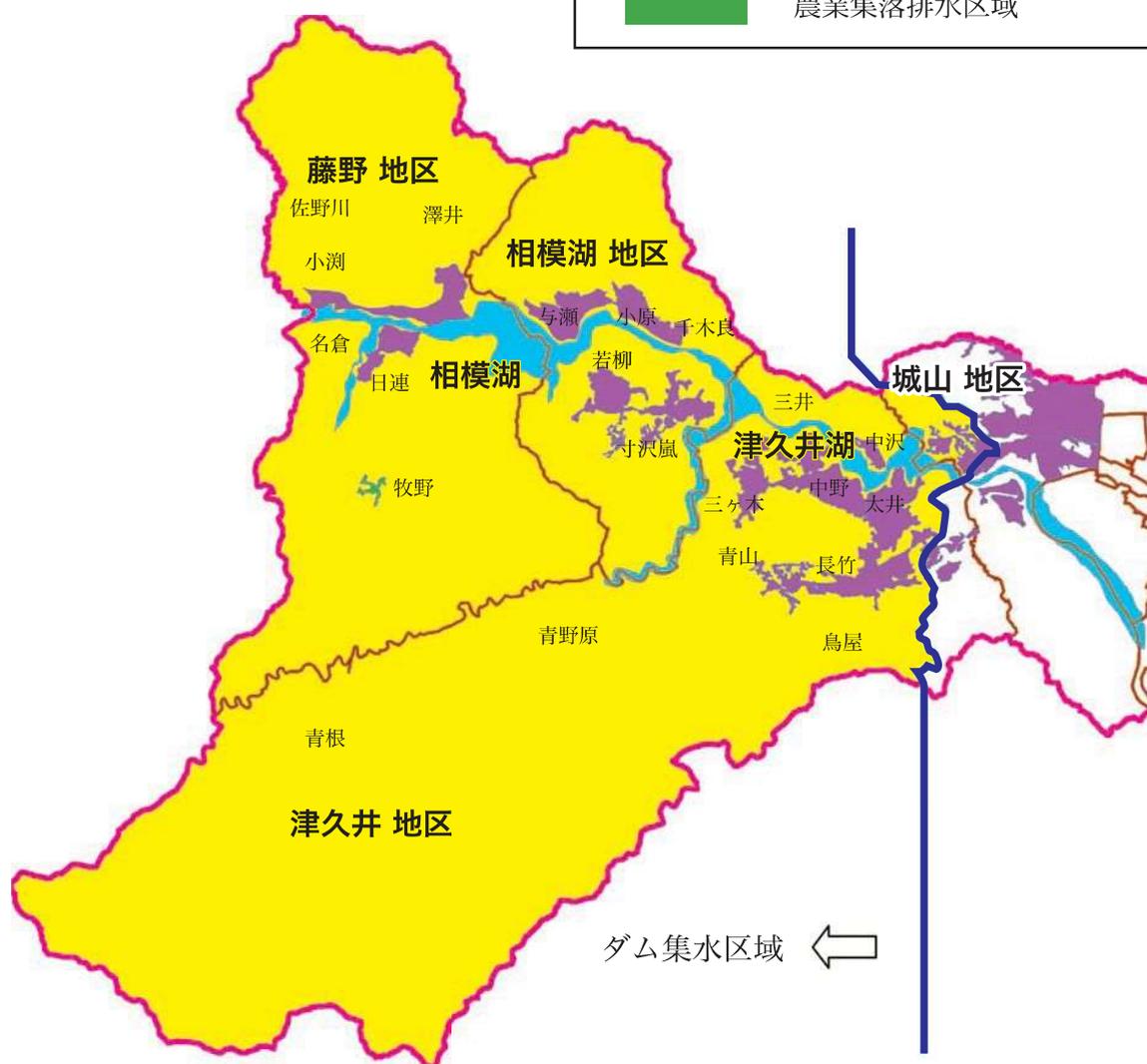
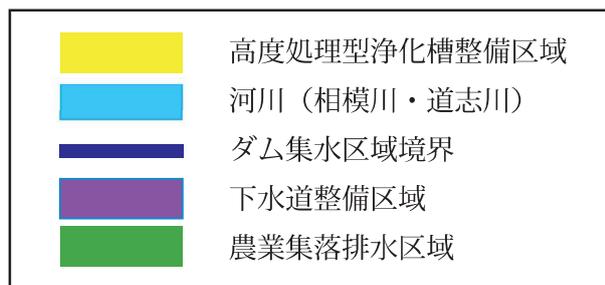
単独・合併浄化槽をご利用の皆様へ（お願い）

現在ご使用の浄化槽は浄化槽法により指定検査機関が行う毎年1回の法定検査、年3回以上の保守点検、年1回の清掃が義務付けられています。

※神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金を活用し、窒素、リンを除去する高度処理型浄化槽の整備を進めています。

高度処理型浄化槽は市が設置し管理します。

高度処理型浄化槽整備区域

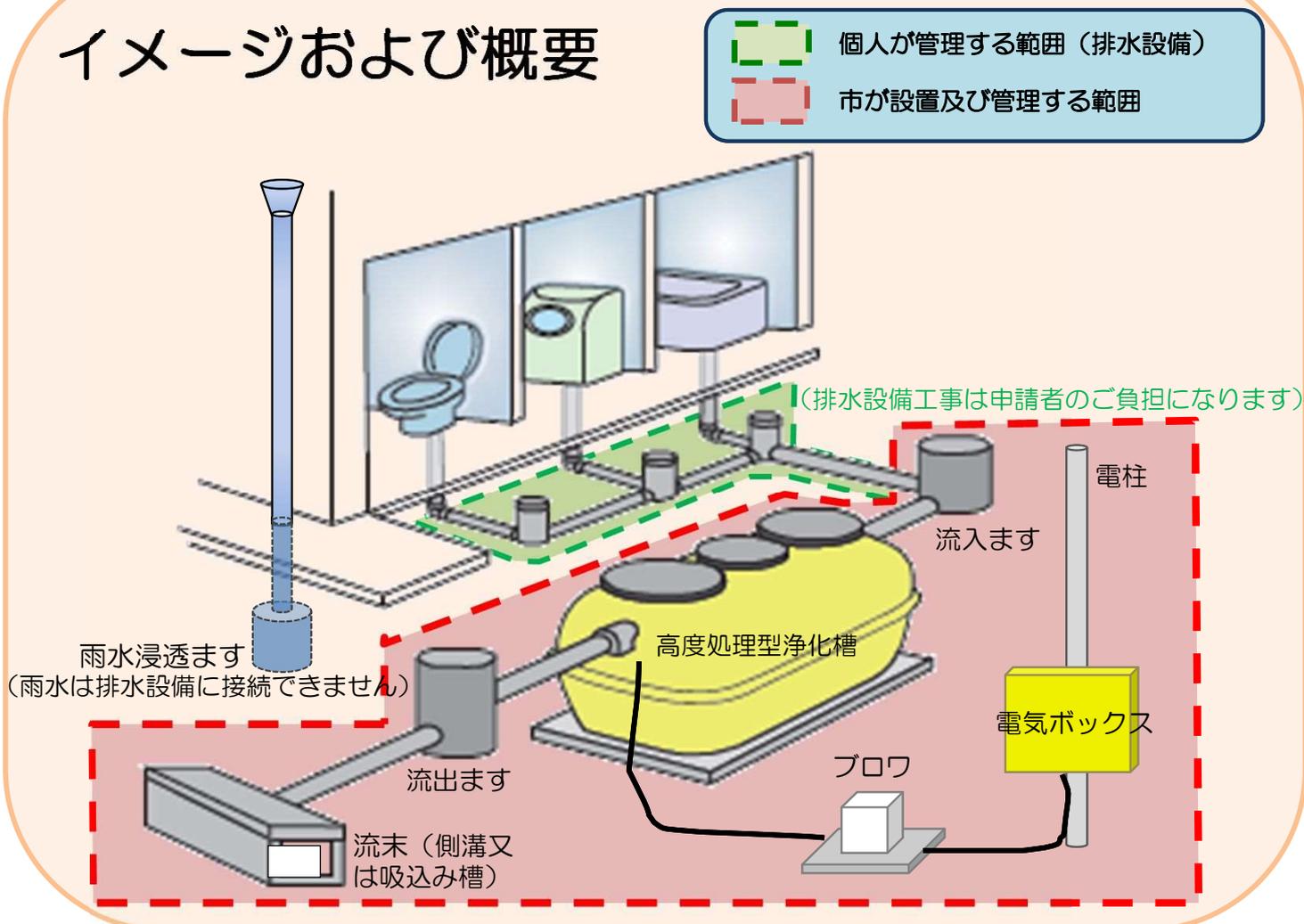


〔高度処理型浄化槽を設置する場合は〕



- 浄化槽を設置する場合は、設置申請書を提出していただきます。
- 浄化槽は原則として宅地内（家屋）に1基、市が設置します。
- 浄化槽を設置する場合は、設置する人槽区分に応じた受益者分担金をご負担いただきます。
- 浄化槽を使用すると水道使用水量に合わせ算出した使用料金を、お支払いいただきます。
- 浄化槽に接続する排水設備工事は、「相模原市指定下水道工事店」に依頼し、施工してください。（工事店申請の場合は、工事店が行います。）

イメージおよび概要



高度処理型浄化槽設置状況



高度処理型浄化槽は通常の浄化槽では取り除くことができない窒素やリンを除去する浄化槽です。

一般的な家庭に設置する浄化槽(5人槽)の大きさは、縦 約2.5m、横 約1.3mです。

浄化槽本体の他に、電気設備や放流管(又は吸込槽)の工事を行います。

浄化槽の維持管理について

高度処理型浄化槽は市が設置し、維持管理します。

維持管理作業の際には、浄化槽ご使用者皆様の水道を使用させていただきます。

一般的な5人槽の場合

○保守点検（保守点検業者が年3回）

浄化槽が正常に動いているかを点検し、消毒薬の補充、鉄電極の交換等を行います。

○法定検査（指定検査機関が年1回）

浄化槽の動きが正常に維持されているか外観検査（水漏れ、悪臭の発散、放流水の状況等）、書類検査（清掃、保守点検記録の診断）、水質検査を行います。

○清掃（清掃業者が年1回）

浄化槽内の微生物の死骸や汚泥の汲取り、清掃を行います。



申請から工事完成（使用開始）まで

個人申請の場合

- ・申請希望者は、電話や窓口で浄化槽の人槽、受電方法、浄化槽に係る設置や費用等について、ご確認下さい。

設置
相談



- ・設置申請書を提出します。

申請



- ・市は、申請者と現地立会いを行い、浄化槽の位置等を確認し、設置の可否を通知します。

審査



- ・浄化槽工事は、市が契約した業者が行います。

工事



- ・申請者は、別途指定下水道工事店に依頼し、排水設備工事を施工します。

工事店申請の場合

- ・指定工事店が、工事内容及び分担金、浄化槽使用料、排水設備の工事費用等について説明します。

- ・指定工事店が申請者に代わって設置申請書を提出します。

- ・指定工事店と申請者、市で現地立会いを行い、浄化槽の位置を確認し、設置の可否を通知します。

- ・指定工事店が浄化槽工事と排水設備工事を併せて行います。

申請から概ね3か月

申請から概ね6か月

使用開始



使用される皆さんへのお願い

浄化槽の機能を正常に保つためには、日常の管理や使用方法に気を付けることが大切ですので、ご協力をお願いします。

台所では	<ul style="list-style-type: none">・揚げ物などに使用した油は、流しなどに直接流さず資源として処理して下さい。・なべや皿のひどい汚れは、紙で拭取ってから洗って下さい。・三角コーナーには細かい網目のネットを被せ、生ゴミが流れないようにして下さい。
洗濯する時には	<ul style="list-style-type: none">・洗剤、漂白剤等は、適量を使用して下さい。 (多量に使用すると浄化能力に悪影響を及ぼし、悪臭の原因になります)
トイレでは	<ul style="list-style-type: none">・紙おむつ、衛生用品、たばこの吸殻は、流さないで下さい。・テッシュペーパーは使用せず、トイレトペーパーを使用して下さい。(テッシュペーパーは、水に溶けず詰りの原因になります)・塩酸等の薬品は、使用しないで下さい。(市販のトイレ洗剤は問題ありません)
風呂や洗面所では	<ul style="list-style-type: none">・髪の毛など適時取除いて下さい。・入浴剤は適正量を使用して下さい。
浄化槽本体について	<ul style="list-style-type: none">・浄化槽の蓋は、開けないでください。・浄化槽の蓋の上には、物置など動かせないものを置かないで下さい。・ディスポーザー(システム)は、使用しないで下さい。



お問い合わせ
相模原市都市建設局土木部
津久井下水道事務所

住所 相模原市緑区中野633番地

電話 042-780-1410 (直通)

相模原市ホームページ

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>